

# 多文化共生の実現に向けた地域の取り組み

市民研究員 岡田 憲二郎

## はじめに

私は、1965（昭和 40）年に福岡市で生まれ、同市の急速な成長・発展と国際化の中で少年時代を過ごした。アジア太平洋博覧会「福岡'89（愛称よかトピア）」が開催された 1989（平成元）年に同市立中学校教諭として採用されて以来、主として英語教育に携わってきた。ユニバーシアード福岡大会が開催された 1995（平成 7）年より国際交流・国際理解の取り組みを開始し、1999（平成 11）年から 3 年間、海外教育施設である香港日本人学校に勤務する機会を得た。これまで長い間、福岡市内で生活してきた私にとって、外国での教師生活は、私のふるさとを外側から客観的に見ることを初めて可能にした。そのとき最も強く感じたのは、「福岡市は何と素晴らしい都市だろう！」という思いだった。千年以上にも及ぶ、中国・朝鮮をはじめとする大陸との交流を通して、多種多様な文化を受け入れながら独自の文化を形成し、全国的にも有名な祭りや芸能、工芸品、名産品などを数多く生み出し、継承してきた歴史と伝統。都会と自然がバランスよく調和し、世代を問わず、たいへん住みやすいとされる生活環境。どこから来た人であってもあたたかく迎え、懇切丁寧に接する市民。それらの一つ一つが私にとって誇りであり、福岡市の一員であることに喜びを感じている。

このように、多くの素晴らしさをもつ福岡市に現在、国内外の他都市と同様、グローバル化という波が押し寄せてきている。さまざまな理由・目的により、福岡市で生活する外国人が急増し、各分野において私たちが外国人と関わる機会も増加の一途を辿っている。これまでの、国と国とのかかわりが深まる「国際化」から、同じ地域に日本人だけでなく多くの外国人が生活する「多文化化」へと社会状況が変化しているのである。今後、福岡市がさらなる成長・発展を遂げ、「アジアの先進モデル都市」になるためには、あらゆる国の人々と共に生き、力を合わせ、諸問題を解決していく姿勢が必要不可欠になるであろう。

今回の研究では、まず、多文化化に関する現状を探り、多文化共生の意味と必要性について考える。次に、日本の多文化共生政策の動向や国内他都市の取り組みをふまえた上で、福岡市における多文化共生の実現に向けた取り組みの実態を調べ、成果と課題を明らかにする。最後に、福岡市全体での多文化共生の実現に向けて、市内の各地域で行うべき取り組みについて提言を行いたい。

# 1 多文化共生とは

## (1) 多文化化の現状

1970年代以降、政治や経済、通信などさまざまな分野において、多くの人・もの・情報が国境を越える動きが広がっている。このグローバル化（地球規模化）の流れは21世紀に入っても止まることなく、むしろ加速していると言える。

このような状況の中、留学や就労、技能実習などの目的で来日し、国内に定住・永住する外国人は年々増加している。国内における外国人住民数の推移（図1）を見てみる。

表1 国籍別在留外国人数の推移

国籍・地域	2004(H16)	2007(H19)	2010(H22)	2013(H25)	2014(H26)
計	1,863,870	2,069,065	2,087,261	2,066,445	2,121,831
中国	470,940	593,993	678,391	649,078	654,777
韓国・朝鮮	594,117	582,754	560,799	519,740	501,230
フィリピン	178,098	182,910	200,208	209,183	217,585
ブラジル	281,413	313,771	228,702	181,317	175,410
ベトナム	25,061	36,131	41,354	72,256	99,865
米国	47,745	50,858	49,821	49,981	51,256
ペルー	49,483	55,487	52,385	48,598	47,978
タイ	28,049	34,547	38,240	41,208	43,081
ネパール	4,105	8,417	17,149	31,537	42,346
台湾	(中国に含む)	(中国に含む)	(中国に含む)	33,324	40,197
その他	184,859	210,197	220,212	230,223	248,106

出所：参考文献(1)より著者作成

2014（平成26）年末現在の外国人住民（在留外国人）は212万1,831人で、全国人口の約1.7%を占めている。10年前（2004年末）よりも約25万8,000人増え、前年（2013年末）と比べても約5万5,000人増加した。国籍別では、中国及び韓国・朝鮮をはじめとするアジアが多数を占めているが、ブラジルや米国、ペルーなど北・南米出身者も多く見られる。また、都道府県別では、東京都が最も多く43万658人、次いで大阪府20万4,347人、さらに愛知県20万673人、神奈川県17万1,258人、埼玉県13万92人、千葉県11万3,811人、兵庫県9万6,530人、静岡県7万5,115人と続き、福岡県は全国で9番目に多い5万7,696人である。大都市を抱える都道

府県で外国人住民が多く生活する傾向が見られる<sup>(1)</sup>。

私たちの住む福岡市はどうであろうか。市内における日本人・外国人両住民数の推移（図 2）を見てみる。

表 2 福岡市の日本人・外国人数の推移

	総 数	日本人	外国人
2004(H16)	1,356,085	1,337,576	18,509
2007(H19)	1,393,245	1,372,840	20,405
2010(H22)	1,428,176	1,404,525	23,651
2013(H25)	1,470,746	1,444,783	25,963
2014(H26)	1,483,782	1,456,323	27,459

出所：参考文献(2)より著者作成

2014（平成 26）年 9 月末現在の外国人住民は 2 万 7,459 人で、全市人口の約 1.8% を占めている。福岡市でも外国人住民は増加の傾向にあり、10 年前（2004 年 9 月末）よりも約 9,000 人、前年（2013 年 9 月末）よりも約 1,500 人増えている。

国籍別では、全国と同じく中国が最多で 1 万 1,246 人、次いで韓国・朝鮮 6,264 人、さらにネパール 2,503 人、ベトナム 2,006 人、フィリピン 1,008 人、米国 811 人、台湾 358 人、インドネシア 318 人、英国 254 人、タイ 210 人、フランス 137 人、インド 131 人、スリランカ 130 人、マレーシア 129 人、カナダ 125 人、その他 1,829 人と続いている。次に、区別では、東区が最も多く 8,436 人、次いで博多区 6,086 人、その後に南区 4,124 人、中央区 3,880 人、西区 2,079 人、早良区 1,783 人、城南区 1,071 人となっている<sup>(2)</sup>。市内で最も人口が多く、外国人留学生が多数生活している東区が全体の約 30%、次いで博多区が約 22% を占めており、福岡市の外国人住民の約 5 割が両区に住んでいる。その一方で、両区以外の区で生活する外国人住民の数も年を追うごとに増加している。福岡市内の各地域における外国人住民の増加は、日本以外の国籍や民族の増加及び多様化を示すとともに、私たちがこれまで受け継いできた文化（伝統や生活習慣、ものの見方・考え方・価値観など）以外に新たな文化が加わることで、つまり、多文化化の進行を意味している。国内外の各都市の動きと同様、福岡市における多文化化の流れも今後いっそう加速していくことが予想される。いつ、どの町に、どの国の人に移住してきてもおかしくはなく、このような社会状況に私たちはどのように対応すべきなのか真剣に考え、あらゆる人々が安心して生活できる福岡市にするために行動する時が来たのである。

## (2) 多文化共生の意味

2006（平成18）年3月、総務省が「多文化共生の推進に関する研究会報告書 ～地域における多文化共生の推進に向けて～」を示した<sup>(3)</sup>。その中で、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し<sup>(4)</sup>、全国の各地方自治体での多文化共生の推進を求めたことから、多文化共生が各自治体の重要施策として位置付けられ、自治体レベルでさまざまな取組みが進められるようになった<sup>(5)</sup>。本研究は、この報告書の見解を基本として進めていくこととする。

## (3) 多文化共生の必要性

前述の報告書では、地方自治体が多文化共生を推進することの意義についてもふれており、以下の点を挙げている<sup>(4)</sup>。

- 外国人をどのような形態で日本社会に受け入れるかについての基本的なスタンスの決定は国が第一義的な責務を有している。しかし、いったん入国した外国人の地域社会への受け入れ主体として行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方自治体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きい。
- 地方自治体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」などにおける外国人の人権尊重の趣旨に合致する。
- 世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながる。
- 多文化共生のまちづくりを進めることによって、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることも可能となる。
- 多様な文化的背景をもつ住民が共生する地域社会の形成は、ユニバーサルデザイン（年齢、性別、身体的状況、国籍などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念）の視点からのまちづくりを推進することにもなるであろう。

本研究では、これらに加え、地域社会で実際に生活している福岡市民（日本人住民及び外国人住民）の視点からの多文化共生についても検討していきたい。行政の思いと市民の思いが一致して初めて真の多文化共生が推進されると考える。

## 2 日本における多文化共生政策の動向

### (1) 国（総務省）

前章でもふれたが、わが国の多文化共生に関する政策は総務省自治行政局によって推進され、「多文化共生の推進に関する研究会」がその主導的役割を担っている。前述の報告書を基に、2006（平成18）年3月、下記の「多文化共生推進プラン」が策定され、各都道府県及び地方自治体に対し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう求めた<sup>(6)</sup>。

#### ① コミュニケーション支援

ニューカマー（主に1980年代以降に来日し、長期滞在する外国人）の中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによるさまざまな問題が生じているため、外国人住民へのコミュニケーションの支援を行うこと。

<具体的施策>

##### (ア) 地域における情報の多言語化

- ・多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供
- ・外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成
- ・NPOなどとの連携による多言語情報の提供
- ・地域の外国人住民の相談員などとしての活用

##### (イ) 日本語及び日本社会に関する学習支援

- ・地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施
- ・日本語及び日本社会に関する学習機会の提供

#### ② 生活支援

外国人住民が各地域において生活する上で必要となる基本的な環境が十分に整っていないことが問題としてあげられるため、生活全般にわたる支援策を行うこと。

<具体的施策>

##### (ア) 居住

- ・情報提供による居住支援、入居差別の解消
- ・住宅入居後のオリエンテーションの実施
- ・自治会・町内会などを中心とする取組みの推進
- ・外国人住民が集住する団地などにおける相談窓口の設置

##### (イ) 教育

- ・学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供
- ・日本語の学習支援

- ・地域ぐるみの取組み
- ・不就学の子どもへの対応
- ・進路指導及び就職支援
- ・多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
- ・外国人学校の法的地位の明確化
- ・幼児教育制度の周知及び多文化対応

(ウ) 労働環境

- ・ハローワークとの連携による就業支援
- ・商工会議所などとの連携による就業環境の改善
- ・外国人住民の起業支援

(エ) 医療・保健・福祉

- ・外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供
- ・医療問診票の多様な言語による表記
- ・広域的な医療通訳派遣システムの構築
- ・健康診断や健康相談の実施
- ・母子保健及び保育における対応
- ・高齢者・障がい者への対応

(オ) 防災

- ・災害などへの対応
- ・緊急時の外国人住民の所在把握
- ・災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・共働
- ・大規模災害時に備えた広域応援協定
- ・災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

(カ) その他

- ・より専門性の高い相談体制の整備と人材育成
- ・留学生支援

③ 多文化共生の地域づくり

外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する地域づくりを行うこと。

<具体的施策>

(ア) 地域社会に対する意識啓発

- ・地域住民などに対する多文化共生の啓発
- ・多文化共生の拠点づくり

- ・多文化共生をテーマにした交流イベントの開催
- (イ) 外国人住民の自立と社会参画
  - ・キーパーソン・ネットワーク、自助組織などの支援
  - ・外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入
  - ・外国人住民の地域社会への参画
  - ・地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

#### ④ 多文化共生施策の推進体制の整備

①～③の施策を遂行するための体制整備を図るとともに、県、市町村、地域国際化協会、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体の役割分担を明確化し、各主体の連携・共働を図ること。

<具体的施策>

- (ア) 多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携
- (イ) 地域における各主体の役割分担と連携・共働

## (2) 地方自治体

2011(平成23)年2月に行われた「多文化共生の推進に関する意見交換会」において、地方公共団体の先進的な取り組み事例が取り上げられた。ここでは、静岡県浜松市と東京都新宿区の事例を紹介する<sup>(7)</sup>。また、今年2月、兵庫県の神戸市役所への電話取材などを通して調査した神戸市の多文化共生に関する取り組みについても紹介する<sup>(8)</sup>。

### ① 静岡県浜松市

#### (ア) 事業名

「プロジェクト・ジュントス」 ※「ジュントス」はポルトガル語で「一緒に」を表す

#### (イ) ねらい

在住外国人の子どもの不就学や不登校を抑止し、また、青少年を支援する。

#### (ウ) 外国人住民の現状

浜松市内の外国人住民数は約2万7,000人(2011年1月末現在)であり、市の人口に占める割合は3.29%となっている。国籍別にみるとブラジル人が最も多く、外国人住民全体の約半数にあたる約1万3,000人を占め、この数は全国最多である。

#### (エ) 背景・事業の目的

外国人の子どもには就学義務が課せられていないため、就学環境が安定せず不就学や不登校となる子どもへの対応が課題となっている(2008年の金融危機後、保護者の雇用の急激な悪化を背景に、金銭的理由から外国人学校を退学したり、言葉の壁により公立学校への転校を躊躇したりする子どもや、転校しても授

業内容が十分に理解できない子どもなどの存在)。

外国人の子どもの教育支援事業については、教育委員会を中心として多数実施されているが、子どもの置かれている状況は日本語能力や親の状況などさまざまであることをふまえて、外国人コミュニティや市民が主体的に参加し、現場のニーズに応じてきめ細かく外国人を支援する形の事業の実施が検討された。

事業の企画にあたり、ブラジルだけでなく、比較的少数のフィリピンやベトナムのコミュニティなどにも参加を呼びかけたところ、ニーズが一致した。さらなる検討を重ね、2009（平成 21）年度より事業を開始した。

#### (オ) 事業の内容

##### ○実施主体

浜松市が浜松国際交流協会に委託して実施している（学習支援の内容、支援員の配置など事業全体のコーディネート並びに事業事務）。以下のボランティア団体が教室の運営を行っている。

- ・フィリピンナガイサ　・NPO法人ブラジル文化振興会
- ・南米日系人青少年の学び直しを支援する会　・静岡県ベトナム人協会

##### ○実施地域

浜松市内の 4 ヶ所において、教室を開催している。

##### ○教室の対象・内容

目的に応じ、「学習支援教室」（学齢期の不就学・不登校の日本語指導が必要な児童生徒を対象）、「学び直し教室」（義務教育年齢期を超過し、義務教育卒業資格を持たない青少年及び基礎学力や日本語能力の問題で高校などに進学できなかった青少年を対象）、「仲間づくり教室」（国籍や年代を問わず、社会のルールや日本・出身国の文化などを学ぶ）の 3 種類の教室を設けている。

#### (カ) 事業の成果

- ・文化背景を同じくする子どもたちが安心して学ぶ場所を提供でき、子どもたちの学習意欲が向上した。
- ・きめ細かな学習指導ができたことにより、高校進学や日本語検定などへの受験意欲が向上し、合格などの結果につながった。
- ・外国人コミュニティと共働して行うことにより、コミュニティのエンパワメント（社会や組織の構成員一人一人が、発展や改革に必要な力をつけること）の向上が図られた。

## ② 東京都新宿区

### (ア) 事業名

「新宿区多文化共生連絡会」



(イ) ねらい

地域住民やNPO、外国人コミュニティ、日本語ボランティア、外国人相談員、新宿区などが参加し、多文化共生に関する地域課題の解決を図る。

(ウ) 外国人住民の現状

新宿区内の外国人住民数は約3万5,000人(2011年1月1日現在)である。国籍別にみると、韓国・朝鮮及び中国が多数を占めるが、住民登録されている国籍は多岐にわたっており、最も多い月で119か国の登録があった。区内の居住状況をみると、大久保地区など外国人住民が集住している地区がある。

(エ) 背景・事業の目的

新宿区では、多くの外国人が住み暮らすことを新宿の特徴と捉え、区内外にプラスメッセージとして積極的に発進する「多文化共生のまちづくり」を進めている。その取組みの一環として、2005(平成17)年に「しんじゅく多文化共生プラザ」を開設し、その事業の一つとして、地域住民や各種活動団体など多様な主体が、多文化共生に関連する取組みを行う際の横のつながり・連携を作ることを目的とし、2006(平成18)年度から同プラザの利用者を中心とした「ネットワーク連絡会」を開催してきた。

「ネットワーク連絡会」では、多様な主体による話し合いを行い、一定の成果を挙げてきたが、最近では、開催回数が年1~2回程度で、会の内容が行政からの情報提供や参加者からの意見聴取の場となっているなどの課題もあった。

そこで、2010(平成22)年度より、この連絡会を、議論を通じて個別の課題を解決する場と位置付けた。会則の制定や会長及び副会長の選定、ファシリテーター(調整役、進行役)の設置などを行い、行政からの一方通行ではなく、連絡会参加者が主体的に活動できる枠組みとし、分科会を立ち上げるなどより活性化を図り、「新宿区多文化共生連絡会」と改称して現在に至っている。

(オ) 事業の内容

○実施主体

連絡会は、新宿区を事務局として運営している。参加者は、日本語ボランティア、NPO、外国人支援団体、外国人コミュニティ、外国人相談員、町会、商店会、新宿未来創造財団、新宿区などである。2010(平成22)年度の参加者の国籍は、中国、韓国、タイ、ミャンマー、フランス及び日本である。

○実施内容

連絡会では全体会と分科会を設け、3つの分科会にて個別テーマを決めて議論している。

- ・「しんじゅく多文化共生プラザのあり方検討」分科会

「プラザを利用しやすくするために」「プラザのPR」「ネットワークづくりの推進」の3つの観点から、プラザのあり方について議論している。

・「外国にルーツを持つ子どもの学習支援」分科会

「新宿区の日本語学習支援制度のPR」「新宿区の各日本語学習支援プログラムの連携」「外国人の子どもの居場所の確保」「中学校を卒業した外国人の子どもの支援」の4つの観点で、子どもの学習支援について議論している。

・「災害時の外国人支援」分科会

災害時の外国人支援の観点から、「災害時の外国人支援体制」のモデル案を作成することを視野に入れて議論している。

(カ) 事業の成果

- ・大久保地区のように外国人住民が集住し、日本人住民とのトラブルが少ない地区は、多文化共生への意識が高く、町会の代表者が積極的に参加した。
- ・「しんじゅく多文化共生プラザのあり方検討」分科会では、同プラザを利用しやすくするために、アンケート調査や利用者懇談会の実施などにより、利用者のニーズを掘り起こすべきだという提言がなされた。
- ・「災害時の外国人支援」分科会では、災害時外国人支援センターの設置、行政手続き支援、語学ボランティア（通訳者・翻訳者）の確保など8つの項目にわたる支援策の提言がなされた。

③ 兵庫県神戸市

(ア) 事業名

「神戸市中央区の多文化共生の取組み」

(イ) ねらい

国籍や言葉、文化や習慣が異なる人々がお互いに受け入れて認め合い、尊重しながら共に生きていく「多文化共生」のまちづくりを進める。

(ウ) 外国人住民の現状

神戸市内の外国人住民数は約4万4,000人（2015年12月末現在）であり、9つの区（東灘区、中央区、北区、須磨区、西区、灘区、兵庫区、長田区、垂水区）の中で、中央区に最も多くの外国人住民（約1万2,000人）が生活している。国籍別にみると、韓国・朝鮮及び中国が全体の約7割を占め、次いでベトナム、その後に台湾、米国、フィリピン、インド、ネパール、ブラジル、英国、タイ、オーストラリア、カナダ、インドネシア、その他と続く。

## (エ) 背景・事業の目的

中央区で生活する全住民の約 10%は外国人であり、その国籍は約 100 か国にも及ぶ。日常的にさまざまな国の言葉が飛び交い、多様な文化の交流が行われているのである。中央区では、この状況を「個性」と捉え、日本人・外国人両住民の相互理解・尊重を促進し、共生を目指すことにより、同区の発展につなげようと考えている

## (オ) 事業の内容

### ○実施主体

中央区役所が主体となり、地域住民の協力の下で取組みが推進されている。以下の団体が同区の実施に協力している。

- ・神戸華僑総会 ・在日本大韓民国民団 ・在日本朝鮮人総聯合会
- ・ベトナム夢K O B E ・N P O 法人関西ブラジル人コミュニティ
- ・神戸国際協力交流センター

### ○実施内容

- ・多文化コミュニティのつどい

2002 年より、外国人コミュニティと行政との意見交換会を開催している。日常生活の中で困っていることや感じたことなどについて話し合い、出された意見を参考に、だれもが住みよいまちの実現に向けた取組みを紹介している（多文化共生ニュースの発行、多文化交流フェスティバルの開催、多文化交流カフェ、施設見学会など）。

- ・多言語での各種情報提供

区役所 2 階に外国人住民向けの情報コーナーを設置し、多言語で作成された各種案内やお知らせなどを見ることが出来る（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語など）。また、毎月、区からのお知らせや区民健康診断の実施などの行政情報を掲載した情報誌「中央区ニュース」を多言語で作成している（英語、中国語、韓国・朝鮮語、やさしい日本語）。さらに、2025（平成 37）年に向けた区のまちづくりの目標を定めた「中央区計画」の概要版を多言語で作成している（英語、中国語、韓国・朝鮮語）。

## (カ) 事業の成果

2014（平成 26）年 8 月から 12 月にかけて、関西学院大学商学部でマーケティングを専攻する学生グループが神戸市中央区まちづくり推進課の協力の下、神戸市中央区在住の外国人住民（主にニューカマー）に対する生活実態調査を実施した<sup>(9)</sup>。調査結果において、成果として挙げられる点は次の通りである。

- ・外国語の案内板に対して約半数が満足している。

- ・学校で子どもたちに自立させることを教える点が良い。
- ・約半数が災害時の避難場所を把握している。
- ・約4割が日本人住民（近隣住民）と交流し、日常会話を行っている。
- ・約半数が同区役所の外国人コーナーを知っており、約2割が利用している。
- ・約9割がごみ収集日を知っている。

他の地方自治体と同様、課題は山積しているが、中央区の取組みは、多文化共生を推進する上で、少しずつ効果をもたらしていると考えられる。

### 3 福岡市における多文化共生推進に関する取組みの実態

#### (1) 取組みの実態

##### ① 福岡市総務企画局国際部

2015（平成27）年8月、福岡市総務企画局国際部国際企画課を訪問し、福岡市の行政における多文化共生推進の取組み状況について取材を行った。

##### （ア）福岡市国際化推進計画<sup>(10)</sup>

2003（平成15）年6月、福岡市は国際化施策の長期的な計画となる「福岡市国際化推進計画」を策定した。この計画は、同年3月に策定された第8次福岡市基本計画に基づく国際化分野の部門別計画で、2015（平成27）年を目標年次としている。同計画では、第1の目標として「多文化共生の地球市民の都市」が掲げられ、次のような取組みが進められている。

#### 1 地球市民の都市づくり

＜基本施策1＞市民の国際理解などの推進

【主な具体的施策】国際理解事業の充実、外国人入居問題に関する啓発事業の充実

＜基本施策2＞市民の主体的な国際交流・協力などの推進

【主な具体的施策】市民主体の国際交流・協力活動に対する支援の充実

＜基本施策3＞青少年の国際力の育成

【主な具体的施策】初等教育での2カ国語教育、小・中学校の国際理解教育の拡充

＜基本施策4＞日韓新時代に対応した日韓友好関係の深化

【主な具体的施策】釜山広域市などと北部九州地域との交流・連携の推進

#### 2 外国人にも住みやすく活動しやすいまちづくり

＜基本施策1＞情報環境の整備

【主な具体的施策】外国人への情報提供指針作り、外国人への情報提供機能の充実

＜基本施策2＞外国人にも配慮した教育・医療などの生活環境整備

【主な具体的施策】 外国籍児童生徒のための教育環境の充実、福岡インターナショナル・スクールへの支援、通訳ボランティア派遣システム整備

<基本施策 3> 外国人の生活適応の支援

【主な具体的施策】 外国人の日本語学習支援・レインボープラザの相談機能強化

### 3 外国人との共働によるまちづくり

<基本施策 1> 外国人にもわかりやすい行政情報の提供

【主な具体的施策】 ホームページや印刷物などでのわかりやすい行政情報の提供

<基本施策 2> 外国人の意見反映の機会充実

【主な具体的施策】 外国人施策に関する懇話会の設置

<基本施策 3> 外国人の地域や経済・文化分野での活動促進

【主な具体的施策】 外国人の地域活動への参加促進、留学生をはじめとした海外人材の活用

また、同計画では、成果指標として次の目標値が設定されている。

指 標	現状(直近値)	目標値
外国語(英・中・韓国語など)で簡単な日常会話ができる自信があると答える中・高校生の割合	29.0%(2002年)	→ 60%(2008年) ※文科省戦略構想をふまえて
在住外国人の住みやすさ評価	46.9%(2002年)	→ 70%(2015年)
就労活動の在留資格を持つ外国人の数	1,882人(2002年)	→ 3,500人(2015年)

これらの成果指標は、行政だけの取組みによって実現するものではなく、市民 N P O、企業などと共働してはじめて実現できる目標であり、全体で共有できる具体的な目標値を設け、それぞれの主体的な取組みと共働を促していくものとする、その推移と達成状況を定期的に把握・評価し、公表するとともに、政策立案や施策の見直しなどに活かすことにより、成果重視の効果的・効率的な行政運営を図り、庁内外での政策議論を高めていくとしている。国際企画課によると、市役所内の各部署と連携し、同計画の各施策の達成状況について現在とりまとめており、今年(2016年)、何らかの形で発表する予定とのことである。

#### (イ) 福岡市の外国人住民施策

福岡市はこれまで、「外国人＝お客様」という意識で、外国人住民向けの行政

サービス（多言語表示・翻訳や生活サポート、通訳など）を実施してきた。しかし、ここ数年における同住民の急増に伴い、「外国人＝共に生活する住民」という意識に転換し、より充実した施策の検討を行っている。その一つとして、市内の各地域にある既存の公的施設（公民館や市民センターなど）を活用した多文化共生推進のための取組みが必要であると考えているが、現在のところ、各施設に任せている状況である。

(ウ) 第9次福岡市基本計画<sup>(11)</sup>

2012（平成24）年12月、第9次福岡市基本計画が策定された。この計画は、福岡市基本構想に掲げる都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示したものであり、期間は2013（平成25）年度から2022（平成34）年度までの10年間である。

同計画では、基本構想で掲げた4つの都市像の1つである「活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市」を実現するため、「国際競争力を有し、アジアのモデル都市となっている」という目標を設定し、「アジアをはじめ世界の人々にも暮らしやすいまちづくり」（施策8-8）を目指している。総務企画局では、重点的な取組みとして、在住外国人の生活環境整備事業を展開し、地域における日本人と外国人との相互理解の促進とともに、外国人の日常生活に必要な情報提供を行うなど、日本人にも外国人にも住みやすく活動しやすいまちづくりを推進している。また、同計画の成果指標として次の目標値が設定され、達成に向けてさまざまな取組みが実施されている。

指標項目	現状値	中間目標値	目標値
		2016(H28)	2022(H34)
在住外国人の住みやすさ評価 <small>(福岡市は住みやすいと感じる在住外国人の割合)</small>	58.7% (2011)	増加	67%
福岡市に住んでいる外国人の数	24,115人 (2012)	29,000人	39,000人

② 福岡よかトピア国際交流財団<sup>(12)</sup>

2014（平成26）年4月、公益財団法人よかトピア記念国際財団が福岡国際交流協会と合併し、名称を公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団に変更した。

この財団は、アジア太平洋博覧会—福岡'89（愛称よかトピア）の成功を記念し、アジアに開かれた福岡の歴史、文化、その他の特性を生かした国際交流を促進する活動を行うことにより、市民一人ひとりが多様性を認め合いながら国際的な相互理

解を深める多文化共生社会の実現に寄与し、地域の発展と国際平和に貢献することを目的としている。

同財団の主な事業は次の通りである。

(ア) アジア太平洋博覧会—福岡’89 を記念する事業

- ・福岡アジア文化賞
- ・「アジア太平洋こども会議・イン福岡」助成

(イ) 市民の国際交流を促進する事業

- ・国際交流活動助成
- ・ボランティア交流推進
- ・語学などを通じた国際理解（留学生から学ぶ外国語教室、フランス語講座、韓国語弁論大会、外国人による日本語スピーチコンテスト、国際理解教育講師派遣事業）
- ・国際交流団体のネットワーク推進など（地球市民どんたく、福岡国際関係団体連絡会 FUKU-NET）
- ・国際交流推進事業

(ウ) 在住外国人及び外国人学生を支援する事業（レインボープラザ）

- ・一般相談・情報提供
- ・留学生資金貸付
- ・外国人専門相談
- ・福岡学生交流会館管理運営
- ・外国人向け広報ラジオ番組
- ・「あったか福岡」外国人学生支援
- ・在住外国人のための日常生活アドバイス

(エ) グローバル人材を育成する事業

- ・福岡市レインボー留学生奨学金
- ・よかトピア留学生奨学金
- ・留学生育英奨学金
- ・日本人大学生留学奨学金
- ・留学生と企業との交流サロン
- ・青少年相互派遣事業

### ③ 福岡県国際交流センター<sup>(13)</sup>

公益財団法人福岡県国際交流センターは、福岡県のもつ地理的・歴史的特性を生かし、県内の交流団体などと協力して県民主体の国際交流を推進することにより、国際交流における福岡県の拠点性を高めていくとともに、アジア諸国・地域をはじめとする世界各国・地域との交流を深め、相互の繁栄と世界の平和に寄与する目的で1989（平成元）年に設立された。

同センターの主な事業は次の通りである。

(ア) 福岡県の友好都市との交流

(イ) 海外福岡県人会との交流

(ウ) 国際交流・国際理解

- ・国際交流事業（こくさいひろばカフェ、ハビタットひろば ほか）
- ・国際理解教育推進事業（県内の公立学校への外国人講師の派遣 ほか）

- ・助成・支援（地域国際化推進活動支援事業 ほか）
- (エ) 外国人のための情報
  - ・外国人のための日本語教室
  - ・外国人相談窓口
  - ・生活・医療・安全・防災情報（多言語生活情報、医療情報、安全・防災情報）
  - ・留学生支援 奨学金事業
- (オ) 情報誌「こくさいひろば」の発行
- (カ) ラジオ番組「Info from Fukuoka Prefecture」の放送（Love FM）

#### ④ 福岡市の公立中学校

多文化化の進行に伴い、福岡市内の各学校でも、さまざまな教育活動の場において多文化共生をテーマにした授業が行われている。ここでは、福岡市立和白中学校における国際理解教育の実践<sup>(14)</sup>を紹介する。

和白中学校では、2015（平成 27）年度より、総合的な学習の時間で取り扱う内容の 1 つとして「国際理解」を設定し、前述の福岡県国際交流センターと連携（国際理解教育推進事業）を図りながら、生徒の成長・発達段階に応じた系統的かつ発展的な取組みを進めている。各学年の学習単元名及びねらいは次の通りである。

<第 1 学年> 「見つけよう！福岡（博多）や和白校区のよいところ」 ※自文化理解

- ねらい
  - ・自分たちの生まれ育った町や地域の特色について調べることを通して自文化に対する理解を深め、福岡市民としての意識の向上を図る。

<第 2 学年> 「めざそう！『アジア市民』」 ※異文化理解・共生

- ねらい
  - ・アジアの一員（アジア市民）としての自覚をもち、さまざまなものの見方や考え方を理解し、尊重しようとする態度を育成する。
  - ・自分と異なる文化をもつ人々と共に生きようとする態度を育成する。

<第 3 学年> 「実現しよう！『多文化共生都市・福岡』」 ※多文化共生

- ねらい
  - ・地球的な視点に立って物事を考え、国籍・文化の異なるあらゆる人々の立場や価値観を理解・尊重し、共生する態度（地球市民）を育成する。
  - ・福岡市における多文化共生を実現するために何をすべきか考え、行動する態度を育成する。

第 3 学年における取組みとして、次のような学習活動を行っている。

#### 第 1 次 全体オリエンテーション、導入

1. 昨年度までの取組み（「福岡市民」「アジア市民」）



2. 福岡市の現状（多文化化の進行）※福岡市の統計データを活用
3. 「多文化共生」「地球市民」とは ※学習内容に関する説明

### 第2次 課題設定、調査活動

1. 福岡市で多文化共生に向けた取組みを行う団体の中から班で1つ選ぶ。  
※福岡県国際交流センター、福岡よかトピア国際交流財団、アジア太平洋子ども会議イン福岡、日本国際連合協会福岡県本部、日本学生支援機構九州支部、小さな国際交流の会
2. 各団体の事業内容や成果などについて調べ、まとめる。

### 第3次 G T（ゲストティーチャー）との交流会準備

1. 交流会について（G Tの紹介、クラス代表生徒発表ほか）
  2. クラス代表……交流会での意見検討  
一般生徒……交流会でのG Tへの質問検討
- ※今回のG Tは福岡県国際交流センターから派遣されたウクライナ人女性（福岡市在住）

### 第4次 G Tとの交流会

<第1部> G Tの出身国について知ろう

1. G Tの自己紹介及び出身国に関する話
2. G Tへの質問

<第2部> パネルディスカッション

テーマ「『多文化共生都市・福岡』を実現するために何が必要か」

1. クラス代表生徒（8名）の意見発表
2. G Tとの意見交換（一般生徒も参加可）
3. 国際理解学習のまとめ
4. ふりかえり（自己評価・感想）

### ⑤ 福岡市の公民館・市民センター

2015（平成27）年10月から11月にかけて、福岡市内の公民館及び市民センターを対象に、今年度の多文化共生の取組み状況に関するアンケート調査を実施した。全153館のうち119館にご協力いただき、回収率は77.8%だった。なお、市内各区のアンケート調査結果は巻末に掲載している。

今回のアンケートでは、3つの質問項目を設定した。まず、外国人住民向けの取組みに関する質問（①日本語教室 ②生活に関する相談 ③日本文化紹介・体験 ④外国語の館内表示 ⑤外国語の館内放送 ⑥外国語図書・資料などの収集・利用 ⑦その他）、

次に、日本人住民向けの取組みに関する質問（①外国語教室 ②外国文化紹介・体験 ③その他）、最後に、日本人・外国人両住民向けの共通した取組みに関する質問（①両住民の交流行事 ②その他）である。

アンケート調査にご協力いただいた公民館（市民センターを含む）のうち、今年度、多文化共生に関する取組みを実施（または実施予定）したのは59館で、全体の49.6%を占めた。およそ2館に1館は何らかの形で取組みを行ったことがわかった。

まず、区別では、東区と西区が最も多く各13館、早良区が9館、博多区が8館、城南区が6館、中央区と南区が各5館となっている。区によって人口及び公民館数が異なるため、単純に取組みを実施した館数のみで比較することはできない。そこで、各区の公民館活用率（各区でアンケート調査にご協力いただいた全公民館のうち、多文化共生に関する取組みを実施した公民館の割合）をみると、西区が65%（13館/20館）、城南区が60%（6/10）、東区が59%（13/22）、中央区が55%（5/9）、早良区が41%（9/22）、博多区が40%（8/20）、南区が31%（5/16）となった。西区が全区の中で最も公民館及び市民センターを活用していることがわかった。次に、質問項目別にみると、外国人住民向けの取組みは29館（①日本語教室9 ②生活に関する相談6 ③日本文化紹介・体験8 ④外国語の館内表示2 ⑤外国語の館内放送0 ⑥外国語図書・資料などの収集・利用3 ⑦その他1）、日本人住民向けの取組みは57館（①外国語教室38 ②外国文化紹介・体験19 ③その他0）、共通その他の取組みは24館（①日本人・外国人両住民の交流行事19 ②その他5）が実施した。

外国人住民向けの取組みを詳しくみると、①日本語教室は、西区（3館）、東区・早良区（各2館）、中央区・城南区（各1館）で実施された。同教室は、民間の日本語学校やボランティア団体など、市内各所において開設されており、現在のところ、公民館が十分に活用されているとは言い難い状況である。②生活に関する相談は、西区・早良区（各2館）、東区・中央区（各1館）で実施された。市の各区役所に相談窓口コーナーが設置されており、外国人住民はいつでも利用することができるが、自宅から区役所までが遠距離だったり、さまざまな事情で区役所まで行くことが困難だったりする場合は考えられる。各地域の公民館で相談事業を実施することは、外国人住民が実際の生活で抱えている問題を即時かつ直接把握し、その解決に向けて、よりきめ細やかな行政サービスを行うことが可能になると考えられる。③日本文化紹介・体験は、早良区（3館）、西区（3館）、中央区・南区（各1館）で実施（または実施予定）された。早良区及び西区は、他区と比較して外国人住民の数が少ない部類に入るが、同住民が集住している地域が数ヶ所みられる。日本の文化や生活習慣などに対する理解を深め、より安心して快適に日々の生活を送ってもらうために公民館という場を活用していると考えられる。④外国語の館内表示については、

博多区・中央区で各 1 館のみ、⑤外国語の館内放送に至ってはどの公民館も実施していないことがわかった。初めて来日し、日本語を十分に理解できない状態で福岡市での生活をスタートさせる外国人住民にとって、多くの公民館は「無関係の場」であるように思われる。⑦その他は南区の 1 館のみ（ネパール人による自主学習会）である。公民館は、地域住民の文化の向上を図るために、さまざまな目的での利用が可能であるが、外国人住民に対しては、まだ十分に活用されていない状況である。

次に、日本人住民向けの取組みを詳しくみると、①外国語教室は全ての区で実施され、東区（8 館）、西区（7 館）、博多区（6 館）、早良区・中央区（各 5 館）、城南区（4 館）、南区（3 館）だった。同教室は、語学及び教養を深める目的で開講されたものが多く、英語・中国語・韓国語をはじめとする各国・地域の言語を学ぶことができる。しかし、近年の多文化化の進行に伴い、さまざまな国から来福する外国人住民が増加しており、これまでの学習目的に加え、日常生活で同住民とコミュニケーションを円滑に図りながら、同じ地域で共に生活していくために外国語を学ぶ日本人住民が増えることが予想される。今年度、外国語教室を実施した公民館と実施しなかった公民館との間に生じている意識の差を是正し、どの地域の公民館においても気軽に外国語を学ぶことができる環境づくりが急務であると考えられる。②外国文化紹介・体験は、早良区（6 館）、西区（5 館）、東区・博多区（各 3 館）、南区・城南区（各 1 館）で実施された。上記の公民館は、主にそれぞれの地域に生活する外国人住民の出身国に関する紹介・文化体験などを行うことを通して、日本人住民がその国の文化や生活習慣を理解し、外国人住民の立場を尊重しながら、共にまちづくりを進めてほしいという目的でこれらの取組みを実施していると考えられる。③その他の取組みを実施した公民館はなかった。外国人住民の場合と同様、公民館という場を十分に活用し、日本人住民向けの取組みを進める必要がある。

最後に、共通その他の取組みを詳しくみると、①日本人・外国人両住民の交流行事は、西区・東区（各 5 館）、早良区（4 館）、南区（3 館）、博多区・城南区（各 1 館）で実施（または実施予定）された。公民館による自主企画や自治体などの主催、さらに民間団体の主催など、公民館という公的施設を活用して両住民の交流行事が実施されていることがわかった。②その他の取組みについても、東区（2 館）、博多区・早良区・西区（各 1 館）で実施された。夏祭りや文化祭への参加、子どもたちとの交流などを通して、外国人住民を同じ地域のメンバーととらえ、お互いに協力し合いながら地域を盛り上げたいという意識が他の公民館よりも高いと考えられる。

一方、アンケート調査にご協力いただいた公民館（市民センターを含む）のうち、今年度、多文化共生に関する取組みを実施しなかったのは 60 館で、全体の 50.4%を占めた。実施しなかった理由として、46 館が「要望がない」、7 館が「その他」、7 館

が「来年度以降に検討」と答えた。「要望がない」という公民館が位置する地域には、おそらく現在のところ外国人住民がほとんど生活していないと考えられる。したがって、多文化共生について日常生活レベルで考える必要性も緊急性もなく、関連した取組みも行われていないのであろう。次に、「その他」の公民館のうち、2館が「すでに他の多くの事業が行われており、多文化共生に関する取組みを実施する余裕がない」と回答した。地域に外国人住民が生活し、日本人住民との共生に向けた何らかの取組みの必要性を感じながらも、スケジュールの都合などでなかなか実施に至らないケースもあることがわかった。また、「来年度以降に検討」と回答した7館は、今年度の実施は見送ったものの、外国人住民の増加への対応が地域の大きな課題となりつつあり、実施に向けた協議が行われていると考えられる。

次に、上記の60館に、来年度以降に何らかの取組みを実施する予定があるかどうかたずねたところ、13館が「実施予定あり（または実施検討中）」、47館が「実施予定なし」と回答した。「予定あり」の13館では、来年度の年間行事の中に多文化共生に関する行事や活動などが生まれ、実施に向けて準備が本格化している。しかし、「予定なし」の47館では、地域からの要望がないなどの理由で、来年度も多文化共生に関する取組みが実施されない見通しである。

今回のアンケート調査の結果から、現在の福岡市では、外国人住民の生活状況や日本人住民の意識などにより、公民館及び市民センターを活用しながら多文化共生に関する取組みを行っている地域と行っていない地域に大きく二分されることがわかった。公民館関係者及び地域住民が、外国人住民に対する意識を「お客様」から「共に生活する住民」へと転換させることによって、福岡市の全ての地域における多文化共生が少しずつ実現に近づくであろう。

## (2) 外国人住民の意識調査

2015（平成27）年12月から2016（平成28）年1月にかけて、福岡市及び近郊に住む外国人住民を対象に、同市の多文化共生に関するアンケート調査を実施した。

○協力者数……………27名

○地域別人数……………アジア19名、ヨーロッパ4名、北米3名、アフリカ1名

○国籍別人数……………中国7名、韓国5名、インド5名、スリランカ1名、ネパール1名、フランス2名、英国1名、ウクライナ1名、米国2名、カナダ1名、ウガンダ1名

○福岡在住年数…… 1～5年目 15名

6～10年目 5名

11～15年目 2名

16～20年目 4名

21～25年目 1名

○来福の目的……留学 22名、仕事 4名、文化交流 1名

## <集約結果>

1 (1)福岡市で多文化化が進んでいるのを感じますか？

○はい 23名 ○いいえ 4名

(2)「はい」と答えた方 日常生活のどのようなときに多文化化が進んでいるのを感じますか？ ※複数回答あり

- ・外国人住民や観光客が年々増加し、国籍も多様化してきた。(13名)
- ・交通機関や観光名所で外国語表示や放送が多くなり、便利になった。(6名)
- ・さまざまな異文化交流イベントが開催されている。(6名)
- ・外国文化に興味をもち、外国人との交流やサポートをする人が多い。(5名)
- ・福岡で就職やアルバイト、創業をする外国人が増えている。(5名)
- ・外国人の雇用を希望する日本人が増えている。(1名)
- ・英語の情報源にすぐアクセスができる (Love FM、Fukuoka Now Magazine、Rainbow Plaza など)。(1名)
- ・2020年の東京オリンピックに向けて、公立学校などで英語教育の必要性が高まってきている。(1名)
- ・小学校に通う外国籍の児童が増えている。(1名)
- ・自国でしか買えなかった食材を福岡でも買えるようになった。(1名)
- ・さまざまな国の料理店があり、多くの外国人が満足している。(1名)

2 福岡市民は外国の人々との共生意識があると感じますか？これまでのご経験をお書きください。

○あると感じる (16名)

- ・就職しやすくなった。
- ・社会人サッカーを10年間していて、日本人のサッカー仲間と交流している。
- ・外国人を意識し、受け入れ、理解しようとする市民が増えていると思う。
- ・日本企業主催の見学旅行やJR九州 RAILPASSなど外国人サポートが多い。
- ・住めば住むほど福岡の人たちの優しさや福岡の住みやすさを感じている。
- ・福岡市民は外国人に対してオープンで、外国の文化を学ぶための多くの交流イベントが行われている。
- ・福岡には多様性に対する寛容さがあり、国際的な文化フェスティバルや市場、

フードコートが至る所で行われている。

- ・地元住民とさまざまな外国人住民を近づけるためのイベントが行われている。
- ・福岡の人々によって開催されるさまざまなイベントに参加している。
- ・文化や言語を外国人と共有し、外国人の役に立とうとする日本人が多い。
- ・福岡の人々は外国人の生活の方法から多くのことを学ぼうとする。
- ・お祭りの時に外国人と一緒に楽しもうとする人たちがいる。
- ・福岡のことを一生懸命教え、こちらの出身国について知ろうとしてくれる。
- ・私が困っている時によく助けてくれる。

○不十分だと感じる（8名）

- ・福岡の人は一般的に親切だが、外国人に親切でない人もいる。否定的な態度は外国人との良い関係にダメージを与えかねない。
- ・30代以上の市民は共生意識があると感じるが、30代以下の若者は意識が低いと感じる（交流活動に参加するのは30代以上の人が大半だから）。
- ・交流活動に参加する市民は多いが、参加時の目的（異文化理解や言語学習など）が達成されると交流が途切れてしまうケースが少なくない。
- ・外国人が福岡で生活し、働いていることがまだ通常ではないと思っている。
- ・外国人をいつも「部外者」のようにみなし、日本語を話せないと思っている。
- ・以前、日本人の子どもに差別的な言葉を言われたことがある（外国人であることを嫌がる、肌の色の違いをからかう）。また、日本語を母語としていない我が子の教育に対して学校の先生方の配慮が足りず、不安を感じる。
- ・外国人嫌いな人々がいて、ときどきショックを受ける。
- ・ときどき「異星人」のように見られる（正しく理解されていない）。

○どちらとも言えない（3名）

- ・日常生活において外国人と直接関わりがあるかどうかによると思う。
- ・仕事関係や社会貢献などで出会う人は共生意識が高いと思うが、一般の人々になると何とも言えない。

3 現在、生活している地区の住民や地域コミュニティ（公民館や市民センターなど）との関わりをもっていますか？また、それはどんな関わりですか？

○地区の住民や地域コミュニティとの関わりをもっている（16名）

- ・地区の祭りやイベント
- ・近所の方々との交流（会話など）
- ・公民館などでの自国文化紹介
- ・地区の方々主催のイベント

- ・町内や団地の清掃、祭りなど
- ・地区の餅つき大会や浜辺清掃など
- ・韓国語講座で教えている
- ・地区の教会での行事
- ・地区の盆踊り、餅つきなどの行事や日本語教室など
- ・公民館主催の国際交流行事や子どもの剣道の稽古、中国語教室など
- ・小学校の親子行事（農業体験、餅つき、凧作り、夏祭り、フリーマーケット）、  
団地の防犯パトロール、公民館主催の交流行事、日本語教室など
- ・町内会役員との清掃

○地区の住民や地域コミュニティ以外との関わりをもっている（6名）

- ・よかトピア財団イベント、CIP（留学生団体）での交流、留学生サポートセンターでの行事
- ・福岡市の観光案内ボランティア
- ・留学先での交流イベント
- ・福岡インド友好協会での行事
- ・勤務している中学校での生徒たちとの交流
- ・留学先の日本人学生との交流

○関わりをもっていない（5名）

4 あなたの出身国や都市（故郷）は多文化化が進んでいますか？

- A：とても進んでいる B：そこそこ進んでいる C：どちらとも言えない  
D：あまり進んでいない E：まったく進んでいない

- ・中国……………A 2名 B 4名 C 0名 D 1名 E 0名
- ・インド……………A 1名 B 3名 C 1名 D 0名 E 0名
- ・韓国……………A 0名 B 2名 C 2名 D 1名 E 0名
- ・米国……………A 1名 B 1名 C 0名 D 0名 E 0名
- ・フランス……………A 0名 B 1名 C 0名 D 1名 E 0名
- ・スリランカ………A 1名 B 0名 C 0名 D 0名 E 0名
- ・ウガンダ……………A 0名 B 1名 C 0名 D 0名 E 0名
- ・英国……………A 0名 B 1名 C 0名 D 0名 E 0名
- ・カナダ……………A 0名 B 1名 C 0名 D 0名 E 0名
- ・ネパール……………A 0名 B 0名 C 1名 D 0名 E 0名
- ・ウクライナ………A 0名 B 0名 C 0名 D 1名 E 0名

5 あなたが今後、多文化化が進む福岡市で、さらに周りの理解を得ながら、不安が無く安心して生活するために何が必要だと思いますか？

○外国人住民がすべきこと

- ・自分から日本の社会に入り、コミュニケーションを図る。
  - ・自分たちができることは何かを知る。
  - ・日本の文化を受け入れる。
- 日本人住民がすべきこと
- ・多様な価値観をもつ外国人を社会の一員として認めるムードづくり。
  - ・肌の色や言葉だけでその人を判断しない。
  - ・日本の文化の中に異文化をもっと受け入れる。
  - ・もっと英語を学び、英語でさまざまなことを提供する。
  - ・文化の違いをより深く理解するために、一度は日本の外に出るべきだ。
  - ・日本人と外国人を分離せず、外国人に会うことに慣れてほしい。
- 両者がお互いにすべきこと
- ・相互交流を深め、お互いの文化を尊重し合う。
  - ・「お互い様」意識と「思いやり」意識をもつ。
  - ・多文化共生に対する意識をもち、お互いに歩み寄る。
- その他（行政への要望など）
- ・外国人への差別をなくし、外国人が住みやすくなるための制度を整える。
  - ・外国人向けの就職支援政策、留学生と日本人学生とのつながりを深める。
  - ・どの国籍の人にも等しく就職や保険加入などの機会を提供する。
  - ・福岡海外留学生協会や福岡留学生サポートセンターがもっと支援を行う。
  - ・看板などに英語表示を増やし、役所や病院に外国語対応スタッフを増やす。
  - ・多文化共生社会をより深く理解する上で、学校教育が最も良い方法である。

## <考察>

### (1) 福岡市における多文化化の進行について

今回、協力していただいた外国人住民全体の85%が福岡市で多文化化が進んでいると感じていることがわかった。そのうち、福岡市で生活する外国人の数が単に増加しているだけでなく、国籍が多様化していると考えている住民が半数以上を占めている。また、交通機関や観光名所などでの外国語表示の増加、異文化交流イベントの開催、外国人との交流や支援に意欲的な福岡市民（一般的な日本人住民）の多さ、ラジオや雑誌などのメディアをはじめとする情報源の多さ、食の多様化などを通して福岡市の多文化化を実感している住民も多く見られる。さらに、学校関係の仕事に携わる住民や子どもを小学校に通わせている住民は、公的な教育施設である学校も多文化化に対応した取組みを行う必要性が増してきていると考えている。



これらのことから、福岡市では、外国人住民の増加に伴い、多文化化が確実に進行しており、日常生活のさまざまな場面で多文化化を実感する機会も増えていると考えられる。

## (2) 福岡市民（一般的な日本人住民）の外国人との共生意識について

外国人住民の6割が、福岡市民には共生に対する意識があると感じていることがわかった。地域や職場、学校などでの関わりを通して、福岡市民が外国の文化を積極的に受け入れ、優しさと親しみをもって外国人住民に接し、異なる文化から多くのことを学ぼうとする姿勢であることを知ることにより、福岡市に住みやすさを感じる外国人住民が多いのではないかと考えられる。古代から福岡市は、中国・朝鮮をはじめとする大陸との交流を深め、さまざまな文化を取り入れつつ発展を遂げてきたが、先人たちの精神が21世紀の現在も福岡市民に受け継がれていると言えるであろう。

一方、共生意識が不十分であると考えられる外国人住民が3割いることも明らかになった。同じ福岡市で生活する外国人住民を「自分たちとは違う人々」とみなしたり、日本語を話すことができないと決めつけたり、差別的な言葉を使用したり、交流活動を中途半端な状態で終わらせてしまったりする福岡市民が存在することによって、不快感や不信感などを抱く外国人住民も少なくないようである。

また、共生意識があるかどうかわからないと答えた外国人住民が1割おり、日頃から交流を深めている日本人住民とそうではない日本人住民との間に意識の差があるのではないかと考えている。

## (3) 生活している地区の住民や地域コミュニティとの関わりについて

全体の6割が関わりをもっていると答えた。主に公民館での交流行事や外国語教室、地区の行事、町内会の活動、学校での親子行事などである。また、全体の2割は、生活している地区での関わりはないが、福岡市の団体や留学先などでの関わりがあると答えた。さらに、残りの2割は福岡市民と関わりをもっていないと答えた。外国人住民が多く生活している地区では、必然的に交流が盛んとなり、多くの場でさまざまな関わりがもたれているが、同住民が少ない地区では取組みに乏しく、福岡市民の外国人住民との共生に対する意識に関して地域差が存在するのではないかと考えられる。

## (4) 出身国や都市（故郷）における多文化化の進行状況について

「とても進んでいる」及び「そこそこ進んでいる」と答えた外国人住民が全体

の7割を占めた。また、3割の住民が「どちらとも言えない」または「あまり進んでいない」と答えた。グローバル化の影響により、多くの国々で多文化化が進行していることが明らかになったが、中国や韓国、インド、フランスなどは外国人住民によって回答結果がそれぞれ異なっており、同一国内であっても多文化化の状況に地域差が見られることがわかった。

#### (5) 今後、多文化化が進む福岡市で安心して生活するために必要なことについて

まず、外国人住民自身がすべきこととして、自ら日本の社会に入り、福岡市民（一般的な日本人住民）と積極的にコミュニケーションを図ることを通して、共生に向けて日常生活の中で自分に何ができるか見出していくことが必要だと考えていることがわかった。次に、日本人住民に対して、外国人住民に対する差別や偏見、固定観念をなくし、同じ社会の一員として認めること、国際共通語である英語をもっと学ぶこと、異文化理解の取組みを行うことなどを求めていることも明らかになった。また、外国人住民と日本人住民の両者がお互いの文化を尊重し合うことや多文化共生に対する意識をもつことが必要であると考えていることもわかった。さらに、福岡市の行政や国際関係団体などに対して、外国人住民に対する生活支援を中心とした取組みをさらに進めることを求めていることもわかった。福岡市における多文化化は今後ますます進行することが予想されるが、福岡市民は外国人住民と議論を深め、共生について真剣に考える必要があると思われる。また、これまで進めてきた公的な施策やサービスなどの有効性をあらゆる視点から検証し、外国人住民が本当に必要とするものは何であるのか今一度考える時期に来ていると思われる。

## 4 福岡市への提言

### (1) 提言を行う理由

今回の研究を通して最も強く感じたのは、都市が新たな活力をもち、さらに成長していく上で、多文化共生の推進が重要であるということである。福岡市は、国際化への対応に成功し、多くの分野においてめざましい発展を遂げてきた。今後、多文化化に対応したまちづくりを進めることにより、同市はさらに発展し、これから激化することが予想される国内外の都市間競争で優位に立つことができるであろう。

また、福岡市全体で多文化共生を推進するためには、行政と市民が一体となった取組みを進めることが必要であり、地域における社会教育施設かつ住民の相互交流の場

である公民館を積極的に活用することが不可欠であると考える。

以上の理由から、福岡市での多文化共生の実現を目指すための提言を行う。

## (2) 3つの提言

### ① 「多文化共生アドバイザー」の派遣

「多文化共生アドバイザー」とは、福岡市内の各公民館を訪問し、住民を対象としたワークショップを行うことによって、地域レベルで多文化共生に対する意識を向上させる人々のことである。手順としては、初めに、福岡市の行政（市役所や区役所など）及び民間（NGOやNPOなど）において多文化共生の推進に関わる方々に集まっていたいただき、取組みの趣旨に賛同し、訪問が可能な方の中からアドバイザーを選出する。次に、福岡市内の各地域における多文化化の状況を把握し、特に多文化共生の取組みが必要であると思われる地域を指定する。さらに、その地域の公民館を訪問し、年齢・性別・国籍を問わず多くの住民を対象とした多文化共生に関するワークショップ（福岡市の現状や多文化共生の重要性に関する学習、多文化化した地域における問題解決のためのシミュレーションなど）を実施する。まずは、各区 1～2 館ずつの訪問から始め、次第に増やし広げていくことが望ましい。

### ② 各地域での日本人・外国人両住民の協議会の実施

各地域の住民代表及び外国人住民代表が生活上の問題について協議し、全ての住民が安心して暮らすための意見やアイデアなどを出し合う場を設ける。公民館において 1～3 ヶ月に 1 回の割合で実施し、司会進行及び運営は行政が担当する。定期的に協議会を実施することにより、住民間の相互理解が深まるとともに、住民たち自身の力でまちづくりを進め、多文化化を活用して地域を発展させようとする態度が育成されるであろう。

### ③ 各地域での多文化共生イベントの開催

各地域の外国人住民の出身国に対する理解を深め、多文化共生に対する意識を向上させることを目的として、公民館で開催する。企画・運営は地域住民によって組織される実行委員会が担当し、行政が支援及び助言を行う。開催時期は各地域で決定するが、毎年 9～10 月に行われる「アジアンパーティ」に合わせ、福岡市と連動した取組みを実施すれば、よりいっそう効果的なイベントとなり、地域のさらなる活性化につながるであろう。

## おわりに

今回、市民研究員という貴重な機会をいただき、福岡市の多文化共生の実現に向けた取組みについて調査・研究を進めることができた。そして、福岡市が魅力あふれる都市であり、今後さらに成長・発展する可能性を有していることがわかった。これまで私の活動を支えてくださった福岡アジア都市研究所の岡田 允氏と馬場孝徳氏並びに職員の皆様、そして共に活動を続けてきた市民研究員の仲間である伊東克啓氏、岩井千華氏、大澤理宗氏、河野弘史氏、平野紘輝氏、また、情報・データの提供を通して活動にご協力いただいた福岡市総務企画局ほか行政機関、公益財団法人の皆様、アンケート調査にご協力いただいた公民館、市民センター、外国人住民の皆様にお礼を申し上げたい。

市民研究員を務めた 9 ヶ月間で学ばせていただいたことをきっかけに、今後も福岡市民の一人としてさまざまな形でまちづくりに関わり、福岡市の多文化共生の実現を目指して尽力したい。

### <参考文献>

- (1) 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>
- (2) 福岡市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>
- (3) 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>
- (4) 総務省：『多文化共生の推進に関する研究会報告書』2006
- (5) 日本国際理解教育学会：『現代国際理解教育事典』明石書店、2012
- (6) 総務省：『地域における多文化共生推進プラン』2006
- (7) 総務省：『多文化共生の推進に関する意見交換会』  
地方公共団体の取組み事例（静岡県浜松市、東京都新宿区）2011
- (8) 神戸市ホームページ <http://www.city.kobe.lg.jp/>
- (9) 関西学院大学商学部：『神戸市中央区在住ニューカマーに対する生活実態調査』2015
- (10) 福岡市総務企画局：『福岡市国際化推進計画』2003
- (11) 福岡市総務企画局：『第9次福岡市基本計画』2012
- (12) 福岡よかトピア国際交流財団ホームページ <http://www.rainbowfia.or.jp/>
- (13) 福岡県国際交流センターホームページ <https://www.kokusaihiroba.or.jp/>
- (14) 福岡県国際交流センター：『平成27年度国際理解教育推進事業事例発表会』2015